

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	19 件

北海道国民年金 事案 1271

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から57年4月まで
申立期間当時、私はA社会保険事務所の窓口で追納を行い、全額納付した。納付可能期間に合わせて納付していたはずなので、申請免除期間が残っていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁の納付記録とB市保管の国民年金保険料の納付記録に相違が認められることから、申立人の国民年金に係る加入及び納付記録が適切に管理されていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申請免除した144か月のうち申立期間を除いた95か月の保険料をすべて追納していることから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の納付記録にある追納年月日により、納付可能時期に合わせて追納が行われている上、昭和63年2月1日に53年3月の保険料を追納後、同月13日に54年度の追納申込が行われていることが確認でき、その時点で53年度分についても納付可能であった上、追納は先に経過した月の分から順次行うものとする規定されていることを踏まえると、申立人は54年度の追納申込を行うまで（又は申込みを行った際）に53年度の保険料を追納したものと推認できる。

加えて、申立人は昭和57年ごろからパート従業員として働き始め、63年10月に厚生年金保険の資格取得後、平成19年10月まで働いている上、申立人及びその夫の納付記録より昭和61年8月から追納を開始していたことが確認できることを踏まえると、前後の期間を追納し、申立期間の追納ができなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

私は、昭和43年4月にA店を開業し、それに併せ国民年金に加入した。集金人が保険料を徴収し、年金手帳に領収書を貼り付けていたが、引っ越し等で手帳を紛失した。申立期間は間違いなく納付していたはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月にA店を開業したころ国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺番号の被保険者加入状況調査等により、昭和47年5月ごろに払い出されたものと推認できることから、申立期間の大部分は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、特例納付期間であるが、申立人は特例納付若しくは過年度納付した記憶が無い上、それらをうかがわせる形跡も見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間について、申立人と一緒に保険料を納付したとするその妻は納付済期間であることから、44年10月から国民年金に加入している妻と47年5月に婚姻したのを契機に、申立人が国民年金に加入し、同年4月から保険料の納付を始めたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年7月まで
② 昭和49年7月から50年3月まで

私は、A町に住んでいた昭和41年ごろ、国民年金の任意加入手続を行い、その保険料は通知が届いてから1週間以内に、3か月分ずつ年4回納付したことを記憶している。

最初のころの国民年金保険料は、月額250円だったと記憶しているが、だんだん保険料が高くなり、昭和49年ごろには3か月分で2,700円だったと記憶している。60歳になり年金の受給申請手続を行い、実際に年金が支払われたとき、亡夫から「かなり納付したのに、随分少なすぎて変だぞ。」と言われ、私自身も少なすぎると思っていたので、申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B社を退職した昭和43年ごろに、国民年金の任意加入手続は行っていない。」と述べているにもかかわらず、「国民年金保険料は納付していたと思う。」と述べるなど、国民年金加入手続等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った形跡が認められないことから申立期間①に係る国民年金保険料の納付書が送付されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が申立期間①の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、9か月と短期間であるほか、申立人は申立期間②直前の「昭和49年1月から同年6月までは3か月分で2,700円を納付した。」と供述しているところ、申立期間②に係る国民年金保険料月額が900円（昭和50年1月から同年3月までは月額1,100円）であることから、申立人の供述内容とほぼ一致する上、申立期間②の前後の保険料納付に遅れは無く、経済的に保険料を納付できないような特段の事情は見受けられないことから、申立期間②のみ未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、「昭和46年から47年ごろに納付した際の納付書様式について、白地に文字が茶色の縦9cm×横18cmぐらいの納付書だった。」と供述しているところ、省令に定められている納付書の大きさとはほぼ一致する上、C市では昭和46年10月から納付書方式へと変更されていることが確認できる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から51年3月まで

私は、高校を卒業して会社勤めをしていたが、結婚のため退職し、昭和41年8月ごろA市役所で国民年金の加入手続を夫婦一緒に行った。

その後、昭和42年3月にB市に転居し、そこで納付していたはずの44年9月から51年3月までの国民年金保険料が未納となっていたため、平成になってから同市役所に確認したが、「紙台帳記録は既に廃棄されており、納付状況については分からない。」との回答だった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については間違いなく納付しているはずなので、申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間について、申立人は、「B市C地区」と住所が記載されている国民年金手帳（昭和49年4月以降発行）の一部と思われる資料を所持しているところ、当該手帳の記録を保管する社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、52年2月に51年4月から同年6月までの申立人の保険料が納付されていることが確認できることから、申立人は、B市に転居した後の52年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、当該特殊台帳により、申立人の昭和51年7月から52年3月までの保険料、申立人の夫の50年7月から51年3月までの保険料及び51年7月から同年12月までの保険料が納付されていることが確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録では、特殊台帳に記載の無いその夫の50年4月から同年6月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間について、

納付年月日が特定されないまま納付済期間とされていることから、行政側の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

- 2 申立期間のうち、昭和44年9月から50年3月までの期間については、i) 申立人は、46年4月の更新時に発行された国民年金手帳を受領した記憶が無いこと、ii) 国民年金の加入手続を行った時期等に係る申立人の記憶が曖昧であること、iii) 一緒に納付していたとする申立人の夫も未納であることから、当該期間の国民年金保険料が納付されたものとは考え難い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から41年3月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に確認したところ、平成21年6月1日付けの通知で「保険料は納付されているが、昭和36年12月3日に国民年金の被保険者資格を喪失したため、保険料の還付通知書を41年7月19日に送付したが、還付請求できる期間の2年間を経過しても請求されなかったため、時効により請求権が消滅しています。」との回答を得ている。

しかし、私は、そのような通知書は一切受け取った記憶が無いので、申立期間の国民年金保険料について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）により、すべて3か月ごとに現年度納付されていることが確認でき、申立人は、国民年金の被保険者資格を喪失した昭和36年12月3日をもって、旧国民年金法附則第6条の2に基づき任意加入被保険者となる申立をしたものとみなされる。

また、申立人は当該資格喪失に伴い、既に納付していた申立期間のうち、昭和36年12月から40年12月までの期間について、還付に係る記録が記載されている還付整理簿上、還付決定通知書及び還付請求書が送付された記録となっているが、当該送付先は、送付時より4年以上前の住所となっていることが確認できる上、申立人は、その後も還付決定までの間に2回の転居事実が認められることから、41年7月19日付けで送付された還付決定通知書等は申立人に到達していなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、現年度納付されている昭和41年1月から同年3月までの期間についても、昭和43年11月26日に還付決定通知等送付した旨の記録が確認できるが、上述同様申立人に到達していなかったものと考えられる。

以上のことから、申立人の昭和36年12月から41年3月までの被保険者期間は継続しており、申立期間については納付済期間であったとみるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、49年10月から50年3月までの期間及び60年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和49年10月から50年3月まで
④ 昭和60年12月から平成元年3月まで

私は昭和40年2月に結婚後、すぐに夫から家計を任せられ、生活費と毎月の支払分（国民年金保険料、市道民税、健康保険料等）を小分けにして支払ってきた。国民年金保険料は、いつも自分が夫婦二人分を納付してきたのに夫の分だけが納付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、20歳を迎えた昭和38年*月から国民年金保険料の納付を開始し、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金加入期間に保険料の未納期間が無く、厚生年金保険の資格喪失後の国民年金加入手続も遅滞なく行っているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。
- 2 申立期間①は12か月間と短期間である上、i) 当該期間の前後は納付済期間であること、ii) 当該期間は、一緒に納付したとする申立人の夫は納付済期間であること、iii) 申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付状況（印紙検認方式）を明確に記憶していることなどから、当該期間の保険料は納付されていたものと考えられる。
- 3 申立期間②及び③も3か月間及び6か月間とそれぞれ短期間である上、i) 当該期間の前後は納付済期間であること、ii) 申立人は、当該期間の国

民年金保険料の納付状況について、集金人に納付していたことを明確に記憶している上、昭和 48 年度及び 49 年度の一部期間の「国民年金領収書」を所持していることなどから、当該期間の保険料についても納付されていたものと考えられる。

- 4 申立期間④については、申立人の厚生年金被保険者期間中に国民年金被保険者資格（昭和 60 年 10 月 1 日強制加入）が取得された後、平成 12 年 12 月 1 日に資格取得日が訂正され、昭和 60 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間は、任意加入者に種別変更されるなど、行政の記録管理に不適切さが認められる。

また、申立人は、昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間の家計を記録した家計簿を所持しており、当該家計簿には当該期間の国民年金保険料相当額の記載が確認できる。

さらに、A 市には申立人に係る昭和 60 年度の国民年金被保険者名簿が保存されており、当該年度の国民年金保険料を納付するための納付書が申立人に送付されていたものと推認できることから、申立期間④のうち昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間について、申立人が保険料を納付していたものと考えすることは不自然ではない。

しかしながら、申立期間④のうち昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は長期であり、市の過年度納付記録簿にも記録は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間及び 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年4月まで
② 昭和54年6月から60年3月まで

私は申立期間当時、A業をしており、私の国民年金及びA年金基金の加入手続は既に亡くなった父親が行い、申立期間に係る国民年金保険料は、亡父名義の預金口座から振り替えされていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②のうちの昭和54年6月から57年3月までの期間について、申立人は20歳に達した50年*月に最初の国民年金手帳記号番号(****-*****)の払出しを受けた後(当該手番における資格は昭和53年5月に厚生年金保険加入により喪失)、昭和60年度に別の国民年金手帳記号番号(****-*****)の払出しを受け、57年4月までさかのぼって新たに国民年金被保険者資格を取得していることから、その国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は未加入期間であったものと推認できる。

さらに、申立人に対し、当該期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②のうち昭和57年4月から59年3月までの期間について、昭和60年度に別の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、57年度は時効により国民年金保険料は納付できない上、58年度は過年度納付が可能であるものの、申立人は、国民年金の加入手続は申立人の亡父が行い、保険料

納付については、その亡父名義の預金口座から振り替えられていたとしているのみで申立人自身は関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

- 3 申立期間②のうち昭和59年4月から60年3月までの期間について、前記のとおり、昭和60年度に別の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度納付が可能であり、i) 社会保険庁のオンライン記録から、61年2月に申立人の過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できること、ii) 申立人の60年度の保険料は、61年3月26日に一括納付されていること、iii) 59年度の申立人のA年金基金の保険料は納付済みであることから、申立人の父親が59年度の申立人の国民年金保険料を過年度納付した可能性は否定できない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の父親は、昭和36年4月から60歳に到達するまでの国民年金加入期間に保険料の未納期間は無く、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月8日から8年1月5日まで
申立期間においてA社に勤務していたが、その期間の給与月額は34万円ぐらいであった。
社会保険事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が受け取っていた給与の額とは大きく相違しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（平成8年1月5日）の翌月の平成8年2月28日及び約4か月後の同年5月7日に、申立人の標準報酬月額は7年11月8日までさかのぼって11万8,000円及び9万2,000円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった大多数の者について、申立人と同様に2回から3回にわたり厚生年金保険の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所が2回から3回にわたり大多数の従業員の厚生年金保険の標準報酬月額を誤って届け出たとは考え難く、申立期間当時に当該事業所のBにおいて給与事務を担当していた者は、「Bで給与明細を作成していたが、社会保険事務所への届出は、Bでは一切行っておらず、本社で

一括して届出していた。給与支給額に応じて厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 34 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月8日から8年1月9日まで
申立期間においてA社に勤務していたが、その期間の給与月額は22万円ぐらいであった。
社会保険事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が受け取っていた給与の額とは大きく相違しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（平成8年1月9日）の翌月の平成8年2月28日及び約4か月後の同年5月7日に、申立人の標準報酬月額は7年11月8日までさかのぼって11万8,000円及び9万2,000円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった大多数の者について、申立人と同様に2回から3回にわたり厚生年金保険の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所が2回から3回にわたり大多数の従業員の厚生年金保険の標準報酬月額を誤って届け出たとは考え難く、申立期間当時に当該事業所のBにおいて給与事務を担当していた者は、「Bで給与明細を作成していたが、社会保険事務所への届出は、Bでは一切行っておらず、本社で

一括して届出していた。給与支給額に応じて厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から22万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 21 日から 39 年 7 月 11 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 5 日まで
③ 昭和 40 年 5 月 27 日から同年 10 月 17 日まで
④ 昭和 44 年 10 月 1 日から同年 11 月 25 日まで
⑤ 昭和 45 年 1 月 5 日から同年 3 月 31 日まで
⑥ 昭和 45 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については、昭和 46 年 9 月 3 日に脱退手当金として支給済みとの回答を受けたが、私は、脱退手当金という一時金の制度があることすら知らない上、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間⑥に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 12 か月後の昭和 46 年 9 月 3 日に支給決定されたこととなっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたと考えられるが、申立人は昭和 45 年 9 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を請求する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険

被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③及び④の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求である被保険者期間と申立期間である被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が、申立人の主張する標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年10月1日まで
社会保険事務所の記録によると、A社に勤務していた期間のうち平成10年10月から11年9月までの標準報酬月額が36万円となっているが、実際の標準報酬月額は38万円なので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の平成10年5月、同年6月及び同年7月の報酬の平均額が37万1,380円で届け出されており、本来なら標準報酬月額を38万円と決定するところ、社会保険事務所が誤って36万円と決定していることが確認できる。

また、申立期間のB厚生年金基金の標準報酬月額は38万円であることが確認できる上、当該事業所の賃金台帳によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は38万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成10年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により届け出された実際の標準報酬月額から38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、A社における昭和32年5月20日から33年12月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を32年5月20日に、資格喪失日に係る記録を33年12月20日とし、当該期間に係る標準報酬月額を、32年5月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から33年7月までは1万6,000円、同年8月から同年11月までは1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、当該事業所における昭和34年4月5日から同年12月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を34年4月5日に、資格喪失日に係る記録を同年12月7日とし、当該期間に係る標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年4月ごろから30年3月ごろまで
② 昭和32年4月ごろから35年6月1日まで

申立期間①は、昭和29年4月ごろから30年3月ごろまで、B社で勤務していた。

申立期間②については、昭和30年4月ごろから38年2月ごろまでA社で勤務し、このうち昭和31年度以降は、厚生年金保険に加入していたはずであるが、途中、一部の期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書等の証拠書類は無いが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の従事業務に関する申立内容、複数の同僚

の供述内容及び申立期間②において一緒に勤務したとする同職種の同僚等の厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間②のうち、昭和32年5月20日から33年12月20日までの期間及び34年4月5日から同年12月7日までの期間において、A社に期間雇用のC業務担当として勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚の供述から申立期間②当時、当該事業所では、期間雇用者については、健康保険及び厚生年金保険へは希望した者を加入させていたと推認されることから、申立人が当該事業所に勤務した経緯は、申立人の妻の病気の治療のためであることから、申立人が当該事業所に対し、これらの保険への加入を希望しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、当該事業所には、当初期間雇用のC業務担当として採用されたが、当該事業所では当時D職が不足していたことから、事業主から運転免許を取得するよう指示され、同免許の取得と同時に当該事業所のD職として採用されたとしているところ、申立人が所持する運転免許証から、申立人が申立期間②の直前である昭和32年3月8日に運転免許を取得していることが確認できる上、複数の同僚の供述から、申立人が運転免許を取得後、D職として当該事業所に勤務し、申立期間②中に申立人が勤務していたと考えられる期間及び社会保険事務所の記録から申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる35年6月以降の期間において、申立人の業務内容に変わりがなかったと認められる。

加えて、申立人が名前を挙げた同職種（D職）の期間雇用の同僚は、社会保険事務所の記録によると、申立期間②中において、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和32年5月20日から33年12月20日までの期間及び34年4月5日から同年12月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所において同じ業務に従事していた年齢の近い同僚に係る社会保険事務所の記録から判断すると、昭和32年5月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から33年7月までは1万6,000円、同年8月から同年11月までは1万8,000円、34年4月から同年11月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和40年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡していることから確認することができないが、申立期間②に係る被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提

出された場合には、当該期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定、その後の被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 5 月から 33 年 11 月までの期間及び 34 年 4 月から同年 11 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 32 年 5 月 20 日から 33 年 12 月 20 日までの期間及び 34 年 4 月 5 日から同年 12 月 7 日までの期間を除いた期間については、先述の申立人が名前を挙げた同職種（D 職）の同僚等は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

また、複数の同僚は、「申立人は、期間雇用者であった。」と供述している上、申立人も、申立期間②当時、期間雇用者であったか常用雇用者であったかの記憶が明確でない。

さらに、法務局の記録によると、当該事業所は昭和 40 年 6 月 14 日に解散している上、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は同年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、申立期間②当時の事業主及び事務担当者は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

加えて、申立人は、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中において、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、法務局の記録によると、当該事業所は昭和 52 年 8 月 20 日に解散している上、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は 53 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、申立期間①当時の事業主及び事務担当者は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、社会保険事務所の記録から申立期間①及び申立期間①の前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚のうち10人と連絡が取れたが、このうち当時の記憶が明確でないとしている3人を除いた7人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期との関係を見ると、入社時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なる(入社後1年から3年)ことが確認できる。

さらに、上記の同僚7人は、いずれも「当該事業所には見習期間があり、この間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、このうち申立人と同時期に入社したと供述している同僚一人からは、「当該事業所から、入社後1年間は見習期間であり、健康保険及び厚生年金保険に加入させないとの説明があり、この間は、これらの保険料も給与から控除されていなかった。申立人も同様の説明を受けたはずである。」との供述があった。

加えて、申立人は、「自分の従兄弟が当該事業所の人事部長であったことから、見習期間中であっても厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、申立期間①当時に当該事業所で勤務していたとしている複数の同僚は、申立人の従兄弟について、当該事業所の人事部長ではなく、現場の担当者であったと供述しており、申立人の主張と符合しない。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から同年2月1日まで
昭和39年12月26日にA社B出張所に採用となり、C業務担当として勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入が確認できないとの回答であった。

当該事業所の給与明細書では、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の給与明細書の写し、A社D支店の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が同社B出張所に昭和40年1月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書の写し及び社会保険庁の申立人のA社B出張所における昭和40年2月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B出張所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、申立期間当時、当該事業所は法人事業所であり、複数の同僚の供述から当該事業所に5人以

上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から40年10月まで

私は、申立期間当時はA市B地区の貸間に住んでいて、部屋に市役所の女性職員が来たので国民年金の加入手続を行い、保険料は市役所の女性の集金人に納付していたと記憶している。

申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)によると、申立人の国民年金手帳払出日は昭和42年1月13日と記載されており、41年4月から同年12月までの国民年金保険料については、定期的な納付でなく、42年2月に一括して納付していることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は42年1月ごろに行われたと推認でき、この時点で申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間に2か所の商店で勤めていたとしているところ、このうち一つの商店については、社会保険庁のオンライン記録から、申立人に係る厚生年金保険の未統合記録が確認でき、申立期間の一部は厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間において申立人が国民年金に加入して保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、A市では、国民年金推進員による現年度の保険料の戸別収納業務を開始した時期は昭和39年10月としていることから、申立期間の大部分は集金人に保険料を納付することができない期間と推認される。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、このほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から60年12月まで

私は、申立期間について、夫と一緒に国民年金保険料を納付し、一部期間は申請免除をしていたと思うが、私だけが未納期間になっている。未納であれば督促状があると思うが、何も無かった。

当時、昭和56年11月に出産し、57年1月には子供が病気をしたため、いろいろと大変な時期であったので、記憶があいまいである。

国民年金保険料について、いつ、どこで納付していたかは具体的に覚えていないが、申立期間の免除及び納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、納付時期、納付場所等申立人の記憶も定かでなく、国民年金保険料の具体的な納付状況が不明である。

また、昭和60年12月2日に、A県B市に国民年金の加入届がされたことにより同市において初めて申立人の国民年金被保険者名簿が作成されたが、申立人は当該市に58年9月に転居しており、その際に国民年金に係る手続を適切に行っていなかったと思われるほか、60年12月の時点で、申立期間の一部期間は時効により納付できないが、過年度納付が可能な期間についても、申立人は過年度保険料を納付した記憶が無い。

さらに、申立人は、申立期間のうち一部期間（昭和58年7月から59年3月まで）については、夫婦一緒に申請免除の手続を行ったとしているが、当該期間には申立人の国民年金被保険者名簿が作成されていない上、ほかに免除された形跡はうかがえない。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1280

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

妻が、昭和49年4月ごろ、A市B区役所で私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付した。

国民年金に加入して、納付書が届けば払わないことは無いので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付については、その妻が行っていたとして、自分自身は一切関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとするその妻は、納付金額及び納付時期等具体的な記憶が無く、その国民年金納付状況等は不明である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の妻も申立期間は未納期間となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その国民年金手帳記号番号の周辺番号に係る被保険者状況調査等により、昭和50年11月ごろに払い出されていることが推認でき、その時点で、申立期間は過年度納付期間となるが、申立人の妻は申立人の保険料をさかのぼって納付した記憶が無い。

加えて、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

夫が仕事を辞めて社会保険から国民健康保険に変わったので、昭和49年4月ごろ、A市B区役所で、夫と自分の国民年金の加入手続をした。同区役所で国民健康保険と国民年金をセットで加入するように勧められた記憶がある。

加入手続をすれば納付書が届き、保険料を払わないことは無いと思うので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫も申立期間は未納期間となっているほか、申立人は納付金額及び納付時期等の具体的な記憶が無く、保険料納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その国民年金手帳記号番号の周辺番号に係る被保険者状況調査等により、昭和50年11月ごろに払い出されていることが推認でき、その時点で、申立期間は過年度納付期間となるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和48年4月にA市B区に居住していた親元から独立し、C市へ転居した際に、住所変更手続きと一緒に国民年金の加入手続きを行い、保険料については定期的に納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、C市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、昭和50年8月であることが推認できることから、48年4月に加入手続きを行ったとする申立人の供述内容とは一致しない上、申立人が申立ての際に提出した「申立の概要」において、当時の保険料月額を1,100円とする記載が認められるが、その国民年金保険料額は、当時の保険料額ではなく、昭和50年度における1か月分の保険料額と一致している。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続きを行ったと推認される昭和50年8月の時点では、第2回特例納付（昭和49年1月1日から50年12月末日まで実施）の実施期間中であり申立期間の保険料を特例納付すること、及び申立期間の一部を過年度納付することがいずれも可能であったが、申立人は申立期間の国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付した記憶が無い。

加えて、申立人が所持している昭和48年11月当時のものと思われる日記には、「税金12,000円」と記載されており、申立人は「税金」の内訳として、住民税、健康保険料及び国民年金保険料などを含めた金額であろうとしているが、

ほかの時期に記載されたと思われる日記の「税金」「雑経ヒ（税金など）」「保険」等の項目の金額と比較しても、その金額に申立期間の国民年金保険料が含まれていることは推認できない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年7月までの期間、56年4月から57年1月までの期間及び57年6月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から同年7月まで
② 昭和56年4月から57年1月まで
③ 昭和57年6月から63年3月まで

私は、会社を退職し、厚生年金保険の資格を喪失した段階で、その都度国民年金及び国民健康保険に加入するよう役所から通知を受け、それぞれ加入するとともに保険料を納付していた記憶がある。特に、昭和61年10月から63年3月までの期間は、夫婦共に納付していたはずであり、妻だけが納付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、昭和43年12月に払い出され、44年3月に資格喪失（厚生年金保険加入による。）された申立人の国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳（マイクロフィルム）が、A社会保険事務所からB社会保険事務所に移管された52年2月の時点で、申立人が厚生年金被保険者資格を喪失した49年2月までさかのぼって、国民年金被保険者資格（強制加入）が取得されたものと推認でき、その時点では、時効により申立期間①の国民年金保険料は納付することができない。

加えて、申立人は、i) 昭和49年2月に離職後、A市からC市D地区に転居し、同市に住所を置いたまま、E市内で就職活動をしていたこと、ii) 厚生年金保険の資格喪失後、国民年金の加入手続及び住所変更等の手続を行った記憶が無いことなどを供述しているほか、申立人の元妻にも国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は両申立期間の直前まで、厚生年金保

険被保険者資格を有していたが、i) 申立人は、その事業所を退職後、住所をF市及びE市に移動し、その際に申立期間①と同様に国民年金の加入手続及び住所変更等の手続を行った記憶が無いこと、ii) 特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録では、当該期間は共に未加入期間で一致していることなどから、当該期間は未加入期間であり、納付書は発行されなかったものと推認できる。

また、両申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料（現年度）の納付記録はいずれも未納期間と記録されているところ、申立期間③のうち、昭和61年10月から63年3月までの期間は、その妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、63年12月に第3号被保険者の資格取得をした以降に過年度納付したものと推認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1372

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から31年6月まで

叔父の紹介で昭和29年6月にA社B支店C営業所のD工場に入社し、同工場がE社として独立した31年6月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社B支店C営業所（厚生年金保険の適用は、A社B支店において一括適用）における同僚12人のうち連絡の取れた二人は、申立人について記憶しておらず、他の10人は療養中又は既に死亡していることから、申立人の当該事業所における勤務実態等について供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録によると、前述の同僚12人のうち申立人が申立期間中に継続して一緒に勤務していたとする同僚二人は、E社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年6月15日に申立人と同様に同社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A社B支店において29年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該事業所を承継するA社F支店に照会したところ、当時の資料が保存されていないとして、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料等を得ることができない上、連絡の取れた同僚の一人は「当該事業所では、当初は臨時職員として採用され、一定期間経過後の正社員に任用されるまで厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録から、当該事業所又はE社において厚生年金

保険の加入記録が確認できる同僚3人に照会したが、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1373

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 4 月 19 日まで
申立期間は、A社に勤務し、月 30 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 15 万円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 11 年 4 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 (30 万円) が、10 年 10 月 1 日までさかのぼって 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は当該事業所の代表取締役であること、ii) 社会保険事務所の記録によると当該事業所は保険料を滞納していたことが確認でき、申立人も保険料の滞納があったとしていること、iii) 申立人は社会保険関係事務を担当し、会社印も自分が管理していたとしていること、iv) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点の厚生年金保険被保険者は申立人のみであることを踏まえると、申立人が当該標準報酬月額の訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1374 (事案 223 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

申立期間については、A社(当時は、B社)に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申立てたが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの通知をもらった。

その後、当該事業所で一緒に勤務していた先輩等を思い出したので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及び同僚については、採用時期から厚生年金保険の被保険者資格取得時期までは一律ではなく、従業員ごとに異なることが確認できることから、当該事業所は、何らかの基準により、職種ごとに加入の時期について判断し、入社後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測されること、ii) 社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者台帳記号番号払出票において、申立人の資格取得日は昭和 32 年 4 月 1 日と記載されており、申立人が同日より前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した形跡は無いこと、iii) 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情が無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、当該事業所における先輩及び中学校の友人の名前を挙げているが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該先輩等の姓の被保険者は確認できず、当該

先輩等を特定することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月から同年 12 月まで
② 昭和 33 年 1 月から同年 5 月まで
③ 昭和 36 年 1 月から同年 3 月まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③のいずれにおいても、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間当時の給与明細書等は保管していないが、いずれの申立期間においてもそれぞれの事業所に勤務していたので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の申立内容及び同僚の供述から判断すると、勤務期間及び雇用形態等は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 56 年 10 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、59 年 12 月 2 日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主及び取締役のいずれもが既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立人が申立期間③以後に勤務していた事業所に保管されていた申立人の職歴が確認できる人事記録の写し及び申立人が昭和 36 年 5 月 31 日に作成したことが確認できる履歴書の写しのいずれにおいても、申立人が申立期間①において、A社に勤務していたことは記載されていない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①におけるA社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚6人のうち4人は既に死亡しており、所在が特定できた2人に照会し1人から回答が得られたものの、「申立人がA社に勤務していた記憶はあるが、厚生年金保険の適用や厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせるような供述を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間①において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人の申立内容、申立人が申立期間③以後に勤務していた事業所に保管されていた申立人の職歴が確認できる人事記録の写し及び申立人が昭和36年5月31日に作成したことが確認できる履歴書の写しから判断すると、勤務期間及び雇用形態等は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についてB社に照会したものの、「確認できる資料が無く、全く不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間②におけるB社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚10人のうち5人は既に死亡しており、所在が特定できた5人に照会したところ、回答が得られた2人のいずれもが「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせるような供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間③については、申立人は、申立期間③においてC社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、同事業所に照会したところ、「確認できる資料が無く、全く不明である。」と回答している上、申立期間③当時の事業主も既に死亡しており、申立期間③当時の取締役等に照会した結果においても、「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が申立期間③以後に勤務していた事業所に保管されていた申立人の職歴が確認できる人事記録の写し及び申立人が昭和36年5月31日に作成したことが確認できる履歴書の写しのいずれにおいても、申立人が申立期間③において、C社に勤務していたことは記載されていない上、申立期間③においては、同事業所とは異なる事業所で勤務していたことが記載されている。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間③におけるC社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚4人のうち1人は既に死亡しており、所在が特定できた3人に照会したところ回答が得られた2人のいずれもが「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立人の申立期間③における勤務実態等をうかがわせるような供述を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間③において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 すべての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1376

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 4 月 25 日まで
申立期間については、A社に代表取締役として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、標準報酬月額が 41 万円から 11 万 8,000 円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 15 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 7 月 10 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 14 年 7 月 1 日までさかのぼって 41 万円から 11 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、B市C区役所が保管する申立人の当該事業所に係る平成 14 年分の給与支払報告書、及び当該事業所が委託していた税理士事務所から提出された当該事業所の総勘定元帳により、申立期間の一部について申立人に係る給与は概ね申立ての金額であり、報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、i) 社会保険事務所の記録によると、申立期間について当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者は申立人のみであり、申立人は、「当該事業所の経営は自分一人で行っており、社会保険事務及び法人印の管理も自分一人で行っていた。当該事業所は、平成 15 年 4 月末日で事実上の倒産をしている。」と供述していること、ii) 社会保険事務所が管理する当該事業所に係る滞納処分票及びその事蹟には、申立期間当時、当該事業所は社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金）の滞納があったことが記載されていること、

iii) 申立人は、倒産に伴う事後整理は法律事務所に任せていたとしているところ、この法律事務所は、「当該事業所は、破産手続をすることは不能であり、破産手続は行わずに放置するという結論に至ったことから、当事務所では、社会保険事務所への届出も含めて、手続は一切行っていない。」と回答していることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 49 年 7 月 3 日まで
昭和 46 年 3 月から 49 年 7 月まで A 社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
当時、B 市 C 地区の D 病院に入院していたこともあるので、健康保険に加入していたはずであり、厚生年金保険にも加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社は、昭和 61 年 3 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に死亡している上、申立人が記憶している同僚 3 人についても所在が判明しないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚 13 人に照会したところ、9 人から回答が得られ、このうち 1 人は「申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除については、9 人全員が「全く分からない。」と供述している上、このうち 3 人は「E 職等の従事者は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に係る健康保険記号番号順索引簿を調査した結果、申立人の記録は無く、記号番号にも欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 45 年 4 月から同年 12 月まで

A社を退職してから、同じ業種のB社に勤務した。4月から12月ごろまでの期間雇用であったが、2年間ぐらい働いた。厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人はB社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、申立人の雇用保険被保険者記録により、申立期間①については、B社に勤務していたことが確認できるが、申立期間②については、別事業所であるC社において勤務していることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、両事業所共に、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、B社については、その所在地及び申立期間当時の事業主の所在のいずれもが不明であること、並びにC社についても、その所在が確認できないことから申立人の勤務実態等について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、「B社では申立人とは1年ぐらい一緒に勤務していたが、申立期間当時、同社は従業員が二人から3人の小さな会社であったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。自分は、その時期には国民年金と国民健康保険に加入していた。」と供述しており、社会保険事務所の記録により、その同僚は昭和39年1月から47年4月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

さらに、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 5 日から同年 10 月 30 日まで

申立期間は、A社でB業務担当として働いていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

今回提出した、当時の日記からも分かるように間違いなく働いており、厚生年金保険料についても給与から控除されていた。会社名はA社から社名が変わったかもしれない。住所はC県と思われるが、D市E地区が事務所だったかもしれない。業務に使用した車の車検証の住所と使用者の名称は、F市G地区でA社のH氏であった。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容から、申立てのあったA社の事務所の所在地はF市、D市及びC県のいずれかと思われることから、社会保険庁のオンライン記録を確認したほか、管轄するI及びJ両社会保険事務所の事業所名簿を確認したが、A社では厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、名称が類似した事業所を調査したところ、K社が存在していたため、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

また、法務局において、A社の商業登記簿謄本を確認したが、「F市及びD市では当該事業所の登記は見当たらない。」との回答があった。

さらに、申立人が名前を挙げている者は事業主を含め3人いるが、いずれも、姓しか記憶していない又は生年月日が不明のため個人を特定することができず、申立人の勤務実態及び当該事業所の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同姓同名（名前の漢字が1字相違）で同一生年月日の未統合被保険者記録がC県L社会保険事務所管轄の事業所で申立期間の一部について確認できることから、この事業所において申立期間当時、厚生年金保険被保険者であった者4人に照会したところ、回答があった2人のうち1人は、「勤務していた事業所はM県では事業を行っていなかった。名前は覚えているが、同氏はC県でB業務をしていた。」と回答していることから、この記録は申立人のものではないと考えられる。

その上、事業主とされる「H」の名前が付いている事業所について調査したところ、申立期間内において、N社及びO社では厚生年金保険の適用事業所の記録は無く、P社、Q社及びR社の3事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていることから、社会保険事務所が保管する3事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、いずれの事業所も申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間については国民年金の被保険者となっている上、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 12 日から 35 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和 34 年 8 月 12 日に A 町役場(現在は、B 市 C 区役所 D 部)に採用され、E 事業の職員として勤務していたが、当時は「6 か月間の条件付き採用期間職員」であったため、共済組合には加入できなかった。そのため、この期間中は厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書(B市長が作成したもの)の内容及び申立人の従業務に関する申立内容から判断すると、申立人が申立期間にA町役場に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所については、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名称で確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、当該事業所は、昭和 36 年 5 月 1 日に B 市と合併しているため、B 市に照会したところ、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険適用事業所としての届出及び申立人の保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認できない。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人が申し立てている事業所における勤務課(B市C区役所D部)が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 4 月 1 日であり、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

一方、申立人は、「A町役場に同時期に採用され、厚生年金保険に加入して

いた者は、2人から3人はいたと思うが、名前は分からない。申立期間に勤務していたE課には、同期間において、私以外に採用された者はいなかった上、同じ条件付採用期間の同僚の名前は分からない。」と供述している上、申立人が当時の給与担当者として名前を挙げた2人の職員について、B市へ調査を依頼したが、「検索調査したが該当者はいなかった。」と回答しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除についての供述が得られない。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張するが、これを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1381

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年6月ごろまで

申立期間はA社B事業所C出張所にあったD社に勤務し、E作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には、知人の紹介により、同社の寮の賄いを自分の妻が行うとの条件で採用された。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のD社に入社した経緯、業務の内容等に係る供述が具体的であることから判断すると、期間及び身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録を調査しても、申立期間当時、当該事業所が申立ての地域に存在していたことは確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚13人のうち6人については、いずれも、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないほか、申立人が氏名を記憶していた他の7人のうち4人については、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、別の1人は同姓同名の者が多数確認できるため、個人を特定することができないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況、申立人の勤務状況等について確認することはできなかった。

さらに、当該同僚13人のうち個人が特定された2人については、社会保険事務所の記録によると、このうち1人は、申立期間の一部において申立ての事業所とは異なるF社G事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる

上、同人は既に死亡しており、申立人をD社に紹介したとする他の一人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人の所在は不明であることから、これらの者からも、当該事業所における厚生年金保険の適用状況、申立人の勤務状況等について確認することはできなかった。

加えて、前述のとおり申立人の同僚が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるF社G事業所、及び申立人がD社の元請であったとするA社B事業所の社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、いずれにおいても申立人の氏名は無かった。

その上、申立人が当該事業所の元請であったとするA社を継承するH社、及び同僚について厚生年金保険の加入記録が確認されたF社を継承するI社にそれぞれ照会したものの、いずれも、「当時の資料は残っていないため、下請会社等に関しては一切不明である。」と回答している。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1382

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年9月30日まで

申立期間はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、A社は、平成7年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、その後の同年10月19日に、59万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、当該事業所の設立以来現在まで、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は現在、当時の状況に係る事情聴取が困難であるところ、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所の取締役であったことが確認できる申立人の妻及び当該事業所の社会保険事務担当者であったとの供述が得られた申立人の娘は、「年金記録に係る確認申立書」に添付された「質問応答書」によれば、当初、社会保険事務所の聴取に対し、「申立期間当時、社会保険料の滞納はあった。」と回答した上、申立人の娘が確認の署名を行っていたことが確認できるが、当委員会の照会に対しては、いずれも、「当時、会社の売上は減少していたが、社会保険料の滞納は無かった。」と回答しており、供述の変遷がみられる。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所で厚生年金保険の被保険

者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された4人に照会したところ、回答があった2人のうち1人は、「自分がA社を退職した平成6年8月の時点でも、同社は取引先が減少して銀行等から融資を受けるなど、既に経営状況は良くなかった。」と供述している。

加えて、申立人の妻及び当該事業所の従業員であった申立人の息子は、いずれも、「当時、社会保険事務所への届出等を行っていたのは申立人の娘であった。」と供述しているところ、当該申立人の娘は、「自分は記録訂正に係る届出は行っていない。」と当該記録訂正への関与を否定する供述を行っており、この一方で、申立人の息子及び前述の被保険者であった者2人は、いずれも、「申立人は厚生年金保険の手続について監督する立場にあった。」と供述しているとともに、「会社の代表者印は、申立人の承認の下に使用していた。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において標準報酬月額記録に係る減額訂正処理が行われたのは申立人だけであったことが確認できることを踏まえると、代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額記録訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1383

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 1 日から 14 年 5 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明した。自分はこの引き下げは承知しておらず、社会保険事務所による年金記録の改ざんがあったものと確信している。

当時の報酬額が確認できる給与台帳を保管しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 14 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、その後の同年 6 月 6 日に、12 年 6 月から 13 年 9 月までは 47 万円が 9 万 8,000 円に、同年 10 月から 14 年 4 月までは 38 万円が 9 万 8,000 円に、それぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の給与台帳により確認できる申立人の給与月額は、申立期間のうち平成 12 年 6 月から 13 年 3 月までは 47 万円、13 年 4 月及び同年 5 月は 46 万 9,000 円、同年 6 月から同年 12 月までは 39 万 4,000 円であり、それぞれ、報酬におおむね見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかし、申立人は、「当時、会社の経営は順調とは言えず、社会保険料の滞納があった。」と供述しているほか、当時、当該事業所で社会保険事務を担当していたとの供述が得られた申立人の長男及び従妹、並びに商業登記簿謄本の記録により、当時、申立人以外に役員であったことが確認できる者 2 人のうち

申立人の母親は、いずれも、「当時は社会保険料の滞納があった。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成14年5月31日に、当該事業所で同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者のうち、前述の者を除く11人に照会したところ、回答があった7人のうち4人は、いずれも、「当時は会社の経営状態が悪かった。」と供述しており、このうち2人は、「給与の減額や遅配、分割払い等があった。」と供述している。

また、申立人は、「滞納した社会保険料は、平成14年に厚生年金保険をやめた後も分割して納付していた。」と主張するが、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票によると、平成18年9月1日に小切手が不渡りとなったことにより、11年6月から12年10月までの期間及び13年10月から14年1月までの期間の滞納保険料が未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、「平成13年か14年ごろに社会保険事務所の徴収担当係長と新規の未納が発生しないよう話をした記憶はあるが、標準報酬月額引き下げについては知らない。」と主張しているが、上述の申立人の長男は、「平成14年5月に社会保険事務所の職員が訪れ、すべての被保険者を退職扱いにするとともに、健康保険は任意継続に、年金は国民年金に切り替えるよう勧められ、何も分からない父がこれに応じて、その直後に記録訂正処理が行われた。」と供述しており、この一方で、上述の被保険者であった者7人のうち4人は、いずれも、「申立人は、社会保険事務手続について監督する立場にあった。」と供述していることを踏まえると、代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の記録訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者として第4種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 5 月 1 日まで
② 昭和 57 年 1 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①は、昭和 53 年 10 月から 56 年 12 月までA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

申立期間②は、A社を退職した際に、知人の勧めで厚生年金保険第4種被保険者となるための届出を政府管掌健康保険の任意継続の手續とともにを行い、保険料を納付していた。

保険料を納付したことを記載した当時の手帳を保管しているので、申立期間②について厚生年金保険第4種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における同保険の被保険者資格取得日は昭和 54 年 4 月 25 日、離職日は 57 年 1 月 25 日であったことがそれぞれ確認できることから、申立期間①のうち 54 年 4 月 25 日から同年 4 月 30 日までの 6 日間については、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 57 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち、個人を特定することができるとともに所在が確認された2人、及び社会保険事務所の記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された二人の合計4人に照会したものの、回答があった3人は、いずれも、「申立人が勤務していた期間については記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が当該事業所に昭和53年10月1日から勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、前述の3人のうち2人については、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ3か月後、4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、いずれも、「当時、当該事業所では試用期間があった。」と供述している上、これらの者から、被保険者資格を取得する以前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において同保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えるのが妥当である。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立期間①のうち昭和53年10月1日から54年1月1日までの期間については、申立人が申立期間①以前に勤務していたとするB社における厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できるところ、申立人は、「B社は昭和53年9月に退職した。」と主張しているが、社会保険事務所の記録により、申立期間①前後にB社で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された3人に照会したものの、申立人が53年9月30日に同社を退職したことをうかがわせる供述は得られなかったほか、当該3人のうち、経理、総務担当者であったとの供述が得られた2人は、いずれも、「従業員が退職したにもかかわらず、その後も厚生年金保険に継続して加入させることは無い。」と供述している。

その上、社会保険事務所が保管する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票及びB社に係る同原票を調査したところ、いずれも、不自然な訂正等が行われた形跡は無い。

一方、申立人が、昭和54年当時の手帳の記載で確認できると主張する給与支給月額（15万円）及び社会保険料控除額（1万2,150円）は、いずれも同年何月分の給与に係るものであるかは不明であるが、このうち給与支給月額については、社会保険事務所が記録する55年8月から56年9月までの標準報酬月額（15万円）と合致することが確認できるとともに、社会保険料控除額については、55年8月及び同年9月の標準報酬月額（15万円）に見合う厚生年金保険料及び政府管掌健康保険料の合計額（1万2,825円）とおおむね合致することが確認できることを踏まえると、当該手帳の記載

は、申立期間①より後の、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる期間に係るものであることがうかがわれる。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、厚生年金保険第4種被保険者の要件が、昭和60年改正前の厚生年金保険法第15条により、「被保険者期間が10年以上である者が、被保険者でなくなった場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない時は、その者は、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。」と規定されているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人が第4種被保険者の届出を行ったと主張する57年1月末の時点において、申立人の厚生年金保険加入期間の合計は4年4か月間にすぎないことが確認できることから、申立人は、第4種被保険者の要件に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票には、第4種被保険者の番号の記載が無い上、第4種被保険者原票も見当たらない。

一方、申立人に厚生年金保険第4種被保険者となる手続を勧め、申立人と同様に当該手続を行ったとする申立人の知人は、社会保険事務所の記録によると、昭和57年4月1日に第4種被保険者資格を取得したことが確認できるものの、同人は、当該時点で既に10年2か月間の厚生年金保険加入期間があったことが確認できることから、申立人とは異なり、第4種被保険者の要件を満たしていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②当時のものであると主張する手帳には、金額の記載の無い「任継振込」、「社会保険振込」等の記載が多数確認できる一方で、「2/4 社会保険料 13600」との記載が1か所だけ確認できるが、当該記載が申立期間②中の昭和57年2月に係るものであるとすれば、当該金額は、社会保険事務所が記録する申立人がA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点の標準報酬月額に見合う政府管掌健康保険の任意継続保険料と合致していることが確認できることから、申立人が当時納付した保険料は、政府管掌健康保険の任意継続保険料であったものと考えられる。

加えて、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる領収書等の資料も無い上、ほかに申立期

間②の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間②に係る保険料を納付していたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1385

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間はA社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述は得られなかった。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできない上、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者 12 人に照会し、全員から回答が得られたものの、申立人が当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、当該被保険者であった者 12 人のうち申立人と同様にB職であったとの供述が得られた 2 人を含む 4 人は、いずれも、「当時、A社では試用期間又は見習期間があり、採用時に、会社からその旨の説明を受けた。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録によると、当該 4 人は、自身が記憶する入社時期からそれぞれ 1 か月後、3 か月後、3 か月後、4 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する以前の期間において保険料が給与から控除され

ていたことをうかがわせる供述も得られず、この一方で、当該4人のうち経理担当者であったとの供述が得られた1人は、「厚生年金保険には、事務職については入社後3か月、技術職については見習期間終了後に加入させていた。」と供述しているほか、B職であったとの供述が得られた1人は、「見習期間は、新卒者は3か月間、中途採用者は6か月間であった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、B職等について、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えるのが妥当である。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで
昭和 60 年 9 月から同年 12 月中旬まで、A 市 B 区 C 部にアルバイトとして勤務していたが、同年 12 月について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を保管しているので、厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和 60 年 12 月分の給与明細書によると、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 14 条によれば、「次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、被保険者の資格を喪失する」と規定され、同条第 2 号では、「その事業所又は船舶に使用されなくなったとき」と規定されている上、同法第 19 条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されているところ、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の A 市 B 区 C 部における離職日は昭和 60 年 11 月 30 日であることが確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 12 月 1 日となり、被保険者期間はその前月の同年 11 月までとなることから、社会保険庁の記録は同法の規定に適合している。

また、申立人は、同僚調査等を拒否している上、A 市 B 区 C 部では、「当時

の資料は保存期間が経過しているため、申立人の勤務状況等については不明である。」と回答していることから、申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所を退職した時期について、「昭和 60 年 12 月中旬であった。」と主張しているが、仮に、申立人の勤務期間が昭和 60 年 12 月中旬まで認められたとしても、前述のとおり、同法の規定により被保険者期間はその前月の同年 11 月までとなることから、社会保険庁の記録は同法の規定に適合している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、事業主により、昭和 60 年 12 月分の保険料を同月の給与から控除されていることは確認できるが、申立期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1387

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
② 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 9 月 30 日まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）にC職として勤務した。

申立期間②は、D社にE職として勤務した。

厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、昭和 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 39 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、49 年 10 月 1 日に解散しているほか、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となると同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 13 人確認できるが、このうち 10 人は、申立期間①について厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

加えて、申立期間①当時、当該事業所に勤務していた当時の事業主の息子

からは、「A社が厚生年金保険に加入したのは、A社がB社として会社組織になる1年前の昭和31年からである。それ以前の期間については、従業員は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していなかった。このため、申立人は厚生年金保険に加入していない。」との供述があり、これは社会保険事務所の記録と符合する。

その上、申立人は、当該事業所に一緒に勤務した同僚の名前を記憶していない上、社会保険事務所の記録から当該事業所が適用事業所となった昭和31年4月1日に厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚13人のうち、唯一連絡が取れた同僚からは、前述の事業主の息子と同様の供述があった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、平成12年10月27日から13年9月10日までの期間において、D社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していない上、商業登記簿謄本によると、平成14年3月25日に解散しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は当該事業所に一緒に勤務した同僚の名前を記憶していないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立期間②当時の当該事業所の役員7人のうち、2人は既に死亡しており、ほか4人は連絡先不明のため、いずれも供述を得ることができなかった上、残りの役員1人からは、「D社には名前を貸していただけなので、会社の内情については一切分からない。」との供述があった。

加えて、社会保険事務所及びF市の記録によると、申立人は、申立期間②において、健康保険任意継続被保険者及び国民健康保険被保険者としての記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 なお、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1388

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 3 月 22 日まで

昭和 37 年 3 月に A 社（現在は B 社）に入社し、40 年 12 月末に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間は、私自身が経理を担当しており、同社も厚生年金保険の適用事業所であったことから、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社では、申立人が申立期間において A 社に勤務していたか否かについて確認できる人事記録等の資料は保管していないため不明と供述していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、社会保険事務所の記録から、当該事業所において昭和 37 年 10 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、約 8 か月の空白を経て、38 年 7 月 2 日に再度被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該同僚は既に死亡しているため、空白期間の同人の当該事業所における勤務状況及び申立期間における申立人の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、申立人が上述の同僚以外に名前を挙げた申立期間当時の事業主及び同僚等の中で、唯一所在が確認できた者は「自分は別の所で勤務していたが、申立人が当該事業所の本社で経理担当として勤務していた記憶がある。」としているものの、申立期間については「なぜ、空白期間があるかについては分からない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務状況等についての

具体的な資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所の記録から、i) 申立期間中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚は「申立人は、本社の経理担当であったが、待遇面や会社に対する不満から、いったん退職して再度入社した記憶がある。」と供述していること、ii) 申立期間中の昭和40年1月3日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚は「申立人は、自分より前に当該事業所を退職したと聞いている。」と供述していること、iii) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった25年1月1日から現在までの期間、約50人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があることが確認できること、iv) 上述の約50人の中で、空白期間が申立人と同じ1年未満の者6人を抽出し、この6人に対して当該期間の理由等について照会したところ、3人から回答があったが、全員「空白期間は当該事業所において勤務していなかった。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していなかったことが考えられる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和38年5月1日から39年5月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間、及び申立期間②から⑫までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月1日から46年2月13日まで
② 昭和48年5月3日から50年2月26日まで
③ 昭和56年4月1日から62年2月5日まで
④ 昭和46年3月15日から47年7月1日まで
⑤ 昭和47年9月1日から同年10月30日まで
⑥ 昭和47年11月1日から48年2月10日まで
⑦ 昭和50年4月21日から同年12月1日まで
⑧ 昭和51年4月1日から同年12月25日まで
⑨ 昭和52年5月5日から53年1月15日まで
⑩ 昭和53年6月1日から54年4月28日まで
⑪ 平成元年5月1日から9年6月7日まで
⑫ 平成9年6月12日から12年12月26日まで

申立期間①、②及び③については、A社に勤務していたが、申立期間①のうち、昭和38年5月1日から39年5月1日までは同社において厚生年金保険の加入記録が無いので、加入していたことを認めてほしい。

また、申立期間①のうち昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間については4万5,000円、申立期間②については13万円、及び申立期間③については20万円の月額給与を受け取っていたのに対し、それぞれの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間④については、B社に勤務しており、12万円の月額給与を受け

取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間⑤については、C社に勤務しており、10万円の月額給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間⑥については、D社に勤務しており、12万円の月額給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間⑦及び⑧については、E社に勤務し、両期間とも22万円の月額給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間⑨及び⑩については、F社に勤務し、両期間とも20万円の月額給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間⑪については、G社に勤務しており、30万円の月額給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間⑫については、H社に勤務しており、32万円（平成10年10月から11年9月までは35万円）の月額給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③に係るA社、申立期間⑦及び⑧に係るE社、申立期間⑨及び⑩に係るF社、申立期間⑪に係るG社、及び申立期間⑫に係るH社については、いずれの事業所も申立期間当時、I市に所在していたことが確認できることから、申立人は、I市に所在する各事業所に関する事業所調査及び同僚調査を一切拒否しているため、各申立期間における事業所調査及び同僚調査を行うことができなかった。

2 申立期間①のうち、昭和38年5月1日から39年5月1日までの期間については、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得が39年4月1日であることが確認できることから、同日から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所に係る事業所調査及び同僚調査を拒否しているため、当該期間における勤務の状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

その上、申立人の当該期間における厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間①のうち昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間、申立期間②、及び申立期間③について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、

39年5月1日及び同年10月1日は8,000円、40年6月1日及び同年10月1日は1万4,000円、41年8月1日は1万8,000円、42年10月1日は2万円、43年7月1日及び同年10月1日は2万8,000円、44年8月1日は3万3,000円、45年10月1日は3万6,000円、48年5月3日及び同年10月1日は4万2,000円、49年10月1日は5万2,000円、56年4月1日は14万2,000円、同年10月1日は15万円、57年9月1日は17万円、58年8月1日及び59年10月1日は20万円、60年10月1日及び61年10月1日は17万円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上(39年5月1日及び同年10月1日の8,000円については、事務処理上の理由によりオンライン記録では1万円と記録されている。)、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、申立人は、当該事業所に係る同僚調査及び事業所調査を拒否しているため、当該期間における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①のうち昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間については4万5,000円、申立期間②については13万円、及び申立期間③については20万円の月額給与を受け取っており、各期間において給与の増減は無かったと主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている複数の同僚の標準報酬月額は、定期的に変更されており、当該各期間において標準報酬月額に変動の無い者は見られないことから、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人とほぼ同年齢の同僚の標準報酬月額は、申立人のそれとほぼ同額であることが確認できることから、申立人だけが取り分け低くなっている等の不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 申立期間④について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、昭和46年3月15日は5万2,000円、同年8月1日は6万4,000円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和47年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間④当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除額について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間④当時の給与を月額12万円と主張しているところ、i) 申立人の双子の兄で申立期間④当時、申立人と一緒に当該事業所において同じJ職として勤務していた者は、申立期間④当時の給与を月額3万円ぐらいであると文書回答しており、同人の標準報酬月額は申立人と同

額であることが社会保険事務所の記録から確認できること、ii) 当該事業所の事業主(既に死亡)の当該期間における標準報酬月額が2万4,000円であることが社会保険事務所の記録から確認できることから、申立人の当該期間における給与が月額12万円とは考え難く、申立人の標準報酬月額だけが取り分け低くなっている等の不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑤について、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、昭和47年9月1日は7万2,000円と記録されており、この標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和48年7月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間⑤当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除額について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人に同僚等の記憶が無く、社会保険事務所の記録から、申立人と同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、かつ、申立人と同額の標準報酬月額である同僚一人に申立期間⑤当時の状況を確認したが回答を得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間⑤より7か月前の昭和47年2月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚5人は、全員、資格取得時の標準報酬月額が申立人と同じ7万2,000円であることから、申立人の標準報酬月額だけが取り分け低くなっている等の不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑥について、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、昭和47年11月1日は8万円と記録されており、この標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成13年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、商業登記簿謄本から申立期間⑥当時の取締役の所在が確認できたため、同人に申立期間⑥当時の状況を確認したところ、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書(写し)の提出があり、それによると、申立人は昭和47年11月1日付けで当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その時点での標準報酬月額は8万円であることが確認でき、これは、社会保険事務所の記録と合致している。

さらに、社会保険事務所の記録及び上述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書(写し)によると、当該事業所は、昭和47年11月1日に厚

生年金保険の適用事業所となっており、その時点での厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は15人（申立人を含む。）いるが、これら15人の資格取得時の標準報酬月額を見ると、申立人と同じ8万円が申立人を含め二人、7万6,000円が6人いることが確認できることから、申立人の標準報酬月額だけがとりわけ低くなっている等の不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 7 申立期間⑦及び⑧について、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、昭和50年4月21日及び同年10月1日は6万円、51年4月1日及び同年10月1日は8万円と記録されており、この標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、申立人は、当該事業所に係る同僚調査及び事業所調査を拒否しているため、申立期間⑦及び⑧における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 8 申立期間⑨及び⑩について、社会保険事務所が保管するF社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、昭和52年5月5日、同年10月1日及び53年6月1日は14万2,000円、53年10月1日は15万円と記録されており、この標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、申立人は、当該事業所に係る同僚調査及び事業所調査を拒否しているため、申立期間⑨及び⑩における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 9 申立期間⑪について、社会保険庁のオンライン記録によると、G社における申立人の標準報酬月額は、平成元年5月1日、2年10月1日及び3年10月1日は26万円、元年10月1日、同年12月1日、5年10月1日、及び8年10月1日は24万円、6年10月1日、同年11月1日及び7年10月1日は22万円と記録されているが、これらの標準報酬月額を遡及して訂正処理を行った形跡は無い上、申立期間⑪において、標準報酬月額の推移が申立人と同様の傾向の者が複数確認できることから、申立人の標準報酬月額の記録に不自然さは無い。

また、申立人は、当該事業所に係る同僚調査及び事業所調査を拒否しているため、申立期間⑪における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 10 申立期間⑫について、社会保険庁のオンライン記録によると、H社におけ

る申立人の標準報酬月額は、平成9年6月12日、同年10月1日及び12年8月1日は22万円、10年10月1日は32万円、11年10月1日は28万円と記録されているが、これらの標準報酬月額を遡及^{そきゅう}して訂正処理を行った形跡は無い上、申立期間⑫において、標準報酬月額の推移が申立人と同様の傾向の者が複数確認できることから、申立人の標準報酬月額の記録に不自然さは無い。

また、申立人は、当該事業所に係る同僚調査及び事業所調査を拒否しているため、申立期間⑫における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間⑫当時、I商工会議所が当該事業所に係る社会保険関係の事務を代行していたと主張しているが、同会議所では「代行ではなく指導であり、申立期間⑫当時の資料は既に廃棄しているため不明である。」と回答していることから、申立ての事実を確認することはできない。

加えて、当該事業所における申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、資格取得日が平成9年6月11日、離職日が12年12月25日であり、申立人の離職時賃金日額は8,811円となっていることが確認でき、これは、申立人の標準報酬月額とおおむね一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

11 申立期間のすべてについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和38年5月1日から39年5月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間及び申立期間②から⑫までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和49年4月1日から54年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成7年9月21日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月1日から54年4月1日まで
② 平成7年9月21日から同年10月1日まで

申立期間①については、昭和49年4月1日にA社に入社したが、同社は資金繰りが悪く、社員の給与から厚生年金保険を含む各種保険料を控除するものの、経理責任者は、社会保険事務所から再三呼出しを受けていた。私の給与は、入社時から54年3月まで9万5,000円で変わっていないはずなのに、社会保険事務所の記録はこれより低く、当時の家賃が3万2,000円であり、記録どおりの給与であればとても生活できないことや、筆跡が自分のものではないことを考慮すると、標準報酬月額が改ざんされたとしか考えられない。

また、申立期間②については、勤務していたB社がC部門を開業することになり、平成7年9月に同社から私ともう一人がD社に異動した。

D社における厚生年金保険の加入記録では、同年10月1日からの加入となっており、1か月の空白期間がある。

D社には、平成7年9月21日から勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、1か月の空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金

保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、昭和49年4月から同年9月までが4万6,000円、同年10月から50年9月までが4万8,000円、同年10月から51年9月までが6万4,000円、同年10月から53年9月までが7万6,000円、同年10月から54年9月までが9万2,000円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、申立人が標準報酬月額の算定根拠となる定時決定届の内容を改ざんしたと申し立てている根拠は、i) 標準報酬月額どおりの給与であれば、当時の家賃が3万2,000円であることを考慮すると、とても生活できないためこんなに低いはずがないこと、ii) 社会保険事務所の画面上で確認した自分の記録の筆跡が異なることであるとして、申立期間①は一貫して9万5,000円の月額給与を受け取っていたと主張している。

しかしながら、i) 申立期間①当初である昭和49年の民間住宅における平均家賃について、総務省統計局の統計資料によると、昭和48年におけるE県の1か月当たりの平均家賃が1万7,000円台、また、53年の1か月当たりの平均家賃が1万4,000円台であることが確認できることから、申立人の主張する49年4月ごろの家賃が3万2,000円であったとは考え難いこと、ii) 当該事業所に入社する直前まで勤務していたF社における申立人の退職直前の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録から4万8,000円であることが確認でき、当該事業所入社時(49年4月)の同月額4万5,000円とそれほど相違はないこと(申立人は、F社での勤務は1日6時間程度で、給与も低かったので別にアルバイトをしていたと供述しているが、それを確認できる資料等はない。)、iii) 旧労働省が発表した「昭和52年労働白書」によると、昭和49年における平均勤続年数4.3年、平均年齢28.1歳のG校卒女子の平均月間所定内給与額は7万2,800円であることが確認でき、申立人は当該事業所に入社したばかりであることを考慮すると、申立人の主張どおり入社時から事業主が9万5,000円の月額給与を支給していたとは考え難いこと、iv) 申立人に給与明細書等の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無いことから、申立人の主張は根拠が希薄と言わざるを得ない。

また、当該事業所は昭和58年12月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間①当時の標準報酬月額について確認できない。

さらに、申立人は入社時から給与が9万5,000円で変わっていないと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所において申立期間①当初に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、申立期間①前後で厚生年金保険の被保険者であった者は、事業主を除き申立人と年齢が近い男性従業員一人しか確認できないが、同人の標準報酬月額の推移を見

ると、昭和 48 年 11 月 7 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した時点で 7 万 6,000 円であったものが、49 年 10 月 1 日の定時決定時に 9 万 2,000 円、50 年 10 月 1 日の定時決定時に 9 万 8,000 円、51 年 10 月 1 日の定時決定に 11 万円と変更していることが確認できることから、申立人が主張するように、入社時から給与が変更されなかったという状況は見られない上、同人が被保険者資格を取得した時点（48 年 11 月 7 日）での標準報酬月額から類推すると、初任給も 7 万 6,000 円に近い額であったことが確認できることから、給与は入社時から 9 万 5,000 円が変わっていないとする申立人の主張は不自然であると言わざるを得ない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、1 年以上勤務していた同僚 6 人に給与の状況等を照会したところ、6 人中 4 人が給与には基本給以外に残業手当が含まれており、定期昇給は無かったが残業時間によって毎月の給与額が変わったとしており、これら 6 人の標準報酬月額は定時決定により毎年変更されていることが確認できる上、申立期間①中の昭和 53 年 9 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、56 年 12 月 16 日に資格を喪失した同僚が記憶している 54 年度及び 55 年度の厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額から算出した本人負担額と一致することが確認できる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人と一緒に B 社から D 社に異動した唯一の同僚の供述により、申立人は、申立期間②において D 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 55 年 4 月 26 日に設立されたものの、平成 7 年 10 月 1 日から健康保険厚生年金保険の適用事業所となっていることが閉鎖登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録から確認でき、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所には該当しておらず、一緒に異動した唯一の同僚も、申立期間②は厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったことが確認できる。

また、当該事業所の当時の代表取締役であり、B 社の代表取締役でもある者は「D 社と B 社は自分が社長を務めていたが、全くの別会社であり、平成 7 年 9 月 21 日から C 部門の開業に向けての準備作業に入った。申立期間当時に給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは分からない。」としているところ、B 社の給与事務担当者は「当社の給与は、毎月 20 日締め 25 日支払いであり、申立期間も同じであった。社会保険料の給与からの控除は、翌月控除で行っており、社長が同じであった D 社も同じ方法を踏襲していたと思う。」としているとともに、B 社から提供のあった賃金台帳に記載された従業員の社会保険料の控除は、翌月控除であったことが確認できる。

さらに、申立人と B 社から当該事業所に異動した唯一の同僚は、申立期間

②において給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについて不明としており、当該事業所の社会保険関係の手続を行っていた行政書士も、申立期間②において給与から厚生年金保険料を控除するよう指導したか否かについて不明としている。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所は平成7年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となってから、9年6月21日に適用事業所に該当しなくなるまでの期間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者は申立人を含め5人のみであり、このうち、申立期間②の後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格がある者3人に対し、資格取得時の厚生年金保険料の給与からの控除について、翌月控除又は当月控除のいずれであるかを照会したところ、明確な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。